

金沢市個人番号カード手続き業務委託公募プロポーザル実施要領

1 目的

カード交付開始から 10 年を経過し、当初に取得した方のカード更新に加え、マイナポイント事業の際に取得した方の電子証明書の更新手続きが重なり、窓口での業務量が増加している。

この状況を踏まえ、より一層市民の利便性を向上させるため、個人番号カードの交付等、庁舎内の確実かつ円滑な業務の実施及び市内商業施設等での出張申請による申請機会の創出を目的として、専門的な知識や地方自治体等における類似業務の経験、ノウハウ等を有する優れた事業者に一部業務を委託するため、「金沢市個人番号カード手続き業務」を実施する最適な候補者を選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市個人番号カード手続き業務委託公募プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア　主催者　金沢市

イ　事務局　金沢市市民局市民課

〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

電話 076-220-2150（直通） FAX 076-224-2163

E-mail shimin@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の配布の方法等

ア　方法　　本市のホームページにて公表する。

イ　交付資料

① 金沢市個人番号カード手続き業務委託公募プロポーザル実施要領

② 金沢市個人番号カード手続き業務委託仕様書

③ 提出書類様式

(5) 日程

実施要領等の公表開始：令和 7 年 4 月 7 日（月）

質問受付期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）～令和 7 年 4 月 15 日（火）

質問への回答：令和 7 年 4 月 18 日（金）

参加表明書の提出期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）～令和 7 年 4 月 25 日（金）

企画提案書の提出期間：令和 7 年 5 月 8 日（木）～令和 7 年 6 月 17 日（火）

ヒアリングの実施：令和 7 年 6 月 26 日（木）～令和 7 年 6 月 30 日（月）頃を予定

審査結果通知：令和 7 年 7 月中旬予定

(6) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(7) 提案上限額

100,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の要件に該当する者とする。

ア 金沢市の令和7年度の役務の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

ウ 次の①から③のいずれにも該当しないこと。

① 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に関わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかつた者とみなす。

エ 別紙「金沢市個人番号カード手続き業務委託仕様書」に基づく要件に対応できること。

オ 令和2年4月1日以降に、令和7年1月1日時点での人口が200,000人以上の地方自治体において、次の①～③の業務（ただし、労働者派遣業務は対象外とする。）を全て受託し、誠実に履行した実績があること（包括及び個別いずれの受託かを問わない）。

① 個人番号カード（マイナンバーカード）交付等関連業務

② フロアマネジャー等の誘導・案内業務

③ 個人番号カード（マイナンバーカード）出張申請サポート業務

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、応募者の資格要件を満たしていても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢市個人番号カード手続き業務委託事業者選定委員会の委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

4 当選者の業務概要

- (1) 業務名 金沢市個人番号カード手続き業務委託
- (2) 業務内容 別紙「金沢市個人番号カード手続き業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

5 提案募集の手続

(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

- ア 提出書類
 - ① 参加表明書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 「3 応募資格」の（1）才の実績を証明する書類（様式3）
様式3に記載した業務の契約書等の写しを添付すること
 - ④ 会社概要（任意様式）
- イ 提出部数 1部
- ウ 提出期間 令和7年4月7日（月）から令和7年4月25日（金）まで
(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時45分までとする。
郵送又は宅配便等の場合は、令和7年4月25日（金）午後5時45分必着とする。なお、電送は認めない。
- エ 提出先 「2 一般事項」の（3）イと同じ

(2) 資格確認結果及び提案要請書の通知

- ア 参加資格の有無に関する確認結果については、参加表明者に確認結果を通知し、参加資格を有する者に企画提案書の提出を要請する。
- イ 企画提案書の提出者として選定しなかった参加表明者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を通知する。
- ウ 上記イによる通知を受けた参加表明者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）の日数は、参入しない。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。
- エ 非選定理由についての説明を求められたときは、上記ウに規定する期間の末日の翌日から起算して10日（日曜日等の日数は、参入しない。）以内に、書面により回答する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、別紙「金沢市個人番号カード手続き業務委託仕様書」の内容を踏まえたうえで、次に定めるところにより、企画提案書を作成し、提出するものとする。

- ア 提出書類
 - ① 企画提案書表紙（様式4）
 - ② 企画提案書（様式5（ア）～（ケ））
 - ③ 参考見積額とその内訳（様式6）
- イ 提案内容 様式5の
 - （ア）業務の取組方針
 - （イ）業務実施体制等

- (ウ) 業務水準の向上・業務の効率化
- (エ) 人材育成
- (オ) 苦情対応
- (カ) 法令順守及び個人情報保護等
- (キ) 危機管理体制
- (ク) その他の提案

ウ 作成要領	<ul style="list-style-type: none">① 1組ずつ左仮綴じとする。② 各様式の大きさは、A4判(縦長横書)とする。③ 様式はいずれも片面印刷(カラー印刷可)とする。また、各様式の頁数は5頁を上限とし、頁数を増やすことや枠を変更することは認めない。(あらかじめ個別に変更を認めた様式を除く。)
エ 提出部数	正本1部、副本8部
オ 提出期間	令和7年5月8日(木)から令和7年6月17日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時45分までとする。 郵送又は宅配便等の場合は、令和7年6月17日(火)午後5時45分必着とする。なお、電送は認めない。
カ 提出先	「2 一般事項」の(3)イに同じ
(4) 質問及び回答	
ア 受付期間	令和7年4月7日(月)から令和7年4月15日(火)午後5時45分まで
イ 提出方法	質問書(様式7)を電子メールで提出すること。
ウ 提出先	「2 一般事項」の(3)イに同じ
エ 回答方法	質問に対する回答は競争上の地位その他の正当な利益を害するものを除き、令和7年4月18日(金)に本市ホームページ上で回答内容を公表する。

(5) 書類作成及び提出における留意事項

- ア 提出書類は簡潔かつ分かりやすく記載すること。文字は注記等を除き原則として11ポイント以上とすること。
- イ 写真等の資料を使用する場合には、提案者において調達すること。また、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。
- ウ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- エ 提案は、1者につき1件に限る。
- オ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- カ 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とする。
- キ 提出された書類は、返却しない。

6 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、金沢市個人番号カード手続き業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提案者の中から、企画提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に勘査したうえで、別表「評価基準」に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定する。

また、評価点が同点となる者が2者以上あるときは、委員の合議により順位を決定する。

(2) 選定委員会

選定委員会は次の5名で構成する。

- ① 金沢市行政経営プラン推進委員会委員長
- ② 石川県総務部市町支援課長
- ③ 金沢市市民局長
- ④ 金沢市市民局市民課長
- ⑤ 金沢市総務局総務課行政経営室長

(3) ヒアリングの実施

- ア 日時 令和7年6月26日（木）～令和7年6月30日（月）のうちの1日を予定（別途通知）
- イ 場所 金沢市役所本庁舎内（別途通知）
- ウ 実施時間 1者あたり30分以内（準備、撤収時間を除く。）とし、概ね説明に20分、質疑応答に10分の配分を予定している。
- エ 参加人数 1者あたり3名以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は認めない。
- オ 器材等 説明にあたり、必要な器材は全て事業者で用意することとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。
- カ その他 ヒアリングに出席しない場合、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

(4) 審査結果の公表及び通知

- ア 審査の結果については、令和7年7月中旬頃に当選者を公表するとともに、全ての提案者に郵送で通知する。
- イ 当選者とならなかった提案者に対しては、企画提案書として特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知する。
- ウ 上記イによる通知を受けた提案者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）の日数は、参入しない。）以内に、書面により、非特定理由についての説明を求めることができる。
- エ 非特定理由についての説明を求められたときは、上記ウに規定する期間の末日の翌日から起算して10日（日曜日等の日数は、参入しない。）以内に、書面により回答する。
- オ 審査結果の詳細等についての問い合わせは、文書で提出するものとし、電話等での問い合わせには、いかなる場合も応じない。

7 契約の締結

(1) 契約内容等の協議

当選者は、企画提案書に基づき、具体的な契約の内容について本市と協議を行うこと。

(2) 契約の方法

本市との協議により契約の内容及び実施事業の内容が決定した後、随意契約の方法により委託契約を締結する。

(3) その他

当選者が契約を締結しない場合又は応募資格を満たさなくなった場合等は、次点者と契約交渉を行う。

8 その他

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 上記アからオまでに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等、選定委員会が失格であると認めた場合

(2) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(3) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

(4) その他

- ア 選定委員会への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。
- イ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ウ 当選者の企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。また、応募書類は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づき開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象とする。ただし、本プロポーザルの審査期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、公開の対象としない。
- エ 本件は、「金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱」に基づき実施するもので、締結した契約は履行状況に応じて3年を上限として更新することができる。ただし、各年度における予算の成立を前提とする。

別表「評価基準」

【評価点】

5：優れている 4：やや優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る

(重要視する項目は2を乗じたものを評価点とする)

評価項目		評価の視点	配点	
1	業務理解度 及び取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的に合致しており、かつ具体的な取組方針となっているか。 ・本業務に対する意欲や熱意が感じられるか。 ・自社の能力、技術、感性を生かした提案となっているか。 	10	10
2	業務実施 体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施スケジュールは、準備期間も含め具体的かつ現実的で、業務を確実に履行することができるスケジュールが組まれているか。 	10	30
3		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に当たり、必要なノウハウやスキルを有する者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な要員配置体制が提案されているか。 ・責任者及び従事者等の役割分担が明確になっているか。 	10	
4		<ul style="list-style-type: none"> ・要員確保の施策が具体的になっているか。 	10	
5	業務水準の 向上・業務の 効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した業務運営ができるよう、業務資料の整備、要員の習熟度を管理する仕組みやノウハウを有しているか。 	5	30
6		<ul style="list-style-type: none"> ・業務水準（業務の正確性、迅速性、申請サポート件数等）を向上させるための方法、対策について明確に示され、安定的なサービス提供が見込まれるか。 	10	
7		<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の連携により、業務の効率化や業務の改善を図るために仕組みが具体的に提案されているか。 	5	
8		<ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービス向上の取組みが提案されているか。 	5	
9		<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期においても十分な人員体制を組むことができるか。 	5	
10	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・配置前及び配置後の要員教育についての考え方や実施計画が具体的かつ明確に示され、業務遂行に当たって、十分な教育体制が見込めるか。 	10	15
11		<ul style="list-style-type: none"> ・法改正や制度改正に柔軟に対応することができる実施計画となっているか。 	5	
12	苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情やトラブルへの予防策と発生時の対応策が講じられているか。 	5	5
13	法令順守及び 個人情報保護 等	<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守（偽装請負対策・労働基準法等）のための対策が講じられているか。 ・個人情報保護及び情報セキュリティに対する策が講じら 	10	10

		れているか。		
14	危機管理体制	・災害の発生等非常時においても継続して業務を遂行できる体制になっているか。	5	5
15	その他の提案	・市民の利便性向上に資する提案（導線、待ち時間の短縮、視認性等）がされているか。	10	20
16		・独創的で市に有益な提案がされており、令和7年度又は中長期的に見て実現が期待できるか。	10	
17	地域貢献度	・本事業における市民の雇用確保等で、地域貢献に資する提案となっているか。	10	10
18	費用見積額	・本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか。 ・十分な費用対効果が得られるか。	5	5
19	業務実績	・類似業務の実績（人口20万人以上の地方公共団体での実績）が豊富でノウハウの蓄積があるか。	10	10

合計 150 点